

平成 2 1 年度
第 2 回新居浜市高齢者保健福祉計画推進協議会
資 料

＜日 時＞ 平成 2 2 年 1 月 1 5 日（金）

1 3 : 3 0 ~ 1 5 : 0 0

＜場 所＞ 市役所 3 階 応接会議室

1 会次第

2 介護保険施設の増床整備について

- (1) 国の経済危機対策を踏まえた介護基盤の整備方針について
- (2) 全国介護保険・高齢者保健福祉課長会議（抜粋）
- (3) （県）介護保険施設の上乗せ整備方針の対応について
- (4) 介護保険施設の増床に係る協議内容について

6 新居浜市高齢者保健福祉計画推進協議会設置要綱

7 委員名簿

会 次 第

1 開 会

2 福祉部長挨拶

3 議題

(1) 会長、副会長の選出について

(2) 介護保険施設の増床整備について

(3) その他

4 閉 会

国の経済危機対策を踏まえた介護基盤の整備方針について

平成 21 年 10 月
愛媛県長寿介護課

1 国の介護基盤緊急整備方針

経済危機対策の一環として、介護に関する機能強化・雇用創出を図る観点から、「第 4 期介護保険事業支援計画」の期間中において、次の方針の下に介護基盤の整備を促進する。

- 特別養護老人ホームなどの介護施設整備量（広域型・地域密着型を含む）に係る 1 年分の上乗せ（第 5 期以降分の前倒し整備）
全国整備量：現行 12 万人分 ⇒ 16 万人分（4 万人分増）
- 今回の上乗せ分は、施設整備に関する国の目標値（H26 年度に 37% 以下）に縛られないこと
- 経営の効率化の観点から、既存の広域型特別養護老人ホームの増床も積極的に検討すること（資料 2 参照）

2 県の対応方針

(1) 基本方針

今回の緊急整備が、あくまで経済危機対策に係る特別措置であるという点に鑑み、「第 4 期計画の別枠」と位置付けたうえで、第 4 期計画における県内の施設整備計画数の 1/3 相当を上限として上乗せ整備する。

- ・地域密着型特別養護老人ホーム
第 4 期計画数：581 床 ⇒ 上乗せ数：192 床
- ・認知症高齢者グループホーム
第 4 期整備数：405 床 ⇒ 上乗せ数：135 床

(2) 広域型施設の取扱い

- ① 地域密着型特別養護老人ホームの上乗せ整備分（192 床）については、国の方針等を踏まえた「例外的対応」として、広域型施設（特別養護老人ホーム、老人保健施設）の整備も対象に含める。
- ② 広域型施設の整備に際しては、以下の条件を附す。
 - ・県単事業である施設整備費の補助は行わない。
 - ・新設は認めず、「既存施設の増床」に限定する。
増床数は、原則として「1 施設 30 床以内」とする。
 - ・原則として「個室・ユニット型」に限定する。
 - ・施設所在地の市町が、第 4 期介護保険事業計画や介護保険料への影響等を理由として上乗せ整備に反対する場合は、当該整備を認めない。
- ③ 今回の上乗せ整備箇所の選定について、当該選定をもって対象施設に係る老人福祉法など関係法令に基づく許認可を保証するものではないこと。

(11) 特別養護老人ホームの整備について

今次の介護報酬改定に際して行った介護事業経営実態調査によると、定員31～50人の特別養護老人ホームの収支差率がマイナス8%である反面、定員51～80人についてはプラス6.2%となっている。

このことも踏まえ、今次の介護報酬改定においては、看護職員や夜勤職員の配置に係る加算について、定員31～50人の特別養護老人ホームの規模に着目した区分を設定したところであるが、定員50人の特別養護老人ホームは全国に多数整備されており、その経営状況が地域の介護体制や介護保険財政に大きな影響を及ぼすことも懸念される場所である。

特別養護老人ホームを始めとした施設等の整備については、地域のニーズ・実情に応じて、都道府県や市町村の判断の下に進めていただいているところであり、各地域においてどのような施設等をどの程度整備するのかは、もとより都道府県等の判断によるものである。

このような考え方に則った上で、各都道府県等における施設等の整備計画の立案・執行に当たっては、介護事業経営実態調査で見られたような規模別の経営状況も踏まえ、地域の介護体制の安定化、さらには介護保険財政の合理化等の観点から、既存の特別養護老人ホームの増床による対応も含め、経営の効率性も考慮の上検討されるよう申し添える。

2月19日

(5) 経営効率に配慮した整備について

特別養護老人ホームの整備については、本年2月の全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議において、「各都道府県等における施設等の整備計画の立案・執行に当たっては、介護事業経営実態調査で見られたような規模別の経営状況も踏まえ、地域の介護体制の安定化、さらには介護保険財政の合理化等の観点から、既存の特別養護老人ホームの増床による対応も含め、経営の効率性も考慮の上検討されるよう」周知させていただいたところであるが、今回の緊急整備に当たって特別養護老人ホームを整備する場合には、この趣旨を踏まえ、既存の特別養護老人ホームの増床による対応について、積極的に検討されたい。

5月28日

(県) 介護保険施設の上乗せ整備方針の対応について

平成21年11月
新居浜市福祉部介護福祉課

1 県の基本方針

(1) 経済危機対策に係る特別措置であるという点に鑑み、第4期計画の別枠と位置づけ。

(2) 第4期計画の県全体の施設整備計画の1/3相当を上限として上乗せ整備。

地域密着型特別養護老人ホーム

「例外的対応」として、広域型施設（特別養護老人ホーム、老人保健施設）も整備対象に含む。

広域型施設の整備に際しては、以下の条件を附す。

- ・施設整備費の補助は行わない。
- ・既存施設の増床に限定する。
- ・増床数は、1施設30床以内とする。
- ・原則として個室・ユニット型とする。

第4期計画数：581床（うち新居浜市174床）

⇒上乗せ数：192床

認知症高齢者グループホーム

第4期計画数：405床（うち新居浜市216床）

⇒上乗せ数：135床

2 市の対応方針

第4期計画における施設整備については、計画策定に当たり給付と負担のバランスを考慮しながら可能な限り増設するよう計画しているが、将来に対する投資という観点から、広域型施設の整備については、今回の例外的対応として認められる道が拓けたことから、事業者の意向を確認したうえで要望がある場合は、新居浜市高齢者保健福祉計画推進協議会の意見を聞いたうえで、市の整備方針を決定し協議書を提出したい。なお、複数の要望があった場合は、市としての推薦順位はつけず、県の決定に委ねたい。

なお、第4期計画の地域密着型特別養護老人ホーム枠に内定している事業者が広域型施設整備に変更したい意向がある場合は、変更も可とする。

介護保険施設の増床に係る協議内容

平成22年1月

種類	施設名	運営法人	定員	増床数	入所申込者数	施設面積(m ²)	増床面積(m ²)	増床の目的	増床の効果	特記事項
特別養護老人ホーム	ハートランド三恵	(社) 三恵会	50人	30人 運用開始予定 H23.5	357人	6904.70	1402.40	個室・ユニット型30室増床による介護機能強化と入所待機者の解消。	雇用の発生(15人程度の新規採用見込)と運営効率化による経営の安定(建て替えに向けての積立備蓄等)。	①特養120人、老健100人 ②土砂災害防止法における警戒区域 ③国道11号から2分
	おくらの里	(社) 常美会	60人	30人 運用開始予定 H23.4	194人	3498.34	1427.78	施設入所が必要な待機者に一人でも多く入所していただき、施設サービスを提供していくことで地域福祉の推進を図る。	入所待機者の解消だけでなく、増築により既存施設を有効に活用できるようになる。	①なし ②なし ③国道11号から4分
	アソカ園	(社) すいよう会	50人	10人 運用開始予定 H23.10	262人	991	311	入所の必要な人へのサービスの提供と経営の安定化。	待機者の減少と経営効率の向上。	①GH9人 ②土砂災害防止法における警戒区域 ③県道多喜浜泉川線から2分
	豊園荘	(社) はびねす福祉会	80人	10人 運用開始予定 H22.4	595人	7268.24	0	短期入所生活介護事業所の10床を特別養護老人ホームに転換する。	居宅において常時介護を受けることが困難な要介護者等の入所を受け入れることにより、地域福祉に寄与する。	①特養70人、老健2施設160人、GH27人 ②なし ③国道11号から1分 ④ショートステイを転換
老人保健施設	はびねすケアセンター	(社) はびねす福祉会	60人	20人 運用開始予定 H24.4	412人	2450.01	0	老朽化した施設を新築し、現在の定員から20人増員する。	入所者が自立した日常生活を営むことができるようにするとともに、居宅における生活の復帰を目指し、医療並びに日常生活上の世話をを行うことで地域福祉に寄与する。	①特養2施設150人、老健100人、GH27人 ②なし ③楠中央通りから1分 ④建て替えに合わせて増床
	ふなき久和園	(医) 社団久和会	80人	20人 運用開始予定 H24.3	105人	4152	0	入所待機者が多くなり、多床室での増床を許可いただき、少しでも多くの待機者に施設サービスを提供したい。	新居浜、西条、四国中央市にまたがる入所希望待機者への介護老人保健施設サービスの提供が可能になる。	①GH18人 ②なし ③新居浜ICから2分 ④多床室での整備

特記事項①運営法人の行っている外の施設・居住系サービス(特別養護老人ホーム、老人保健施設、グループホーム) ②地理的条件 ③幹線道路からのアクセス ④その他

新居浜市高齢者保健福祉計画推進協議会設置要綱

(設置)

第1条 新居浜市高齢者福祉保健福祉計画（介護保険事業計画含む。）の円滑な推進及び後継計画策定のため、新居浜市高齢者保健福祉計画推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(組織及び委員の委嘱)

第2条 協議会は、委員15人で構成し、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 介護保険被保険者を代表する者
- (2) 学識経験を有する者
- (3) 公益を代表する者
- (4) 介護サービス事業者を代表する者

(任期)

第3条 協議会の委員（以下「委員」という。）の任期は、3年とする。ただし補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(任務)

第4条 協議会は、次に掲げる事項について協議し、協議事項について市長に報告するものとする。

- (1) 介護保険事業計画に関すること。
- (2) 介護保険給付に関すること。
- (3) 介護保険料に関すること。
- (4) 保健福祉事業に関すること。
- (5) その他高齢者施策に関して必要と認める事項に関すること。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長各1名をおく。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により選出する。
- 3 会長は協議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が不在のときはその職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会は、会長が招集し、これを主宰する。

2 協議会の会議は、委員の過半数が出席しなければこれを開くことができない。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、介護保険担当課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成12年6月21日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年1月1日から施行する。

新居浜市高齢者保健福祉計画推進協議会委員名簿 (50音順)

NO	委員氏名	所属団体	備考
1	有吉 瑞穂	新居浜市ボランティア連絡協議会	
2	石川 剛史	新居浜市社会福祉協議会	
3	植木 芳江	西条保健所	
4	片岡 ひろみ	新居浜市医師会	
5	鴻上 千恵美	市民公募	
6	坂上 公三	新居浜市連合自治会	
7	佐藤 治司	市民公募	
8	續木 明美	新居浜市連合婦人会	
9	秦 榮子	新居浜市食生活改善推進協議会	
10	花野 響子	愛媛県歯科医師会新居浜支部	
11	平田 淳子	愛媛県グループホーム連絡協議会	
12	平田 ヤエ子	新居浜市老人クラブ連合会	
13	藤田 敏彦	新居浜市福祉施設協議会	
14	山内 保生	新居浜市医師会	
15	吉田 満利子	新居浜市民生児童委員協議会	

※現委員の任期:平成21年9月1日～平成24年8月31日